

徳島県告示第四百七十六号
介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定した。

令和七年九月九日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	種 類	
一般社団法人心郷	徳島市南昭和町五丁目六八番 地二 昭和マンションB―一 五	訪問看護ステーション 心愛	徳島市南昭和町五丁目六八番 地二 昭和マンションB―二 五	介護予防訪問 看護	令和七年九月一日